

鹿児島県大学図書館協議会の県外研修への補助に関する選定基準

平成 25 年 9 月 12 日
鹿児島県大学図書館協議会

- 第 1 申請が申し合わせの趣旨に合致しているか研修委員会で審査する。
- 第 2 研修委員会は、第 1 条により選出された申請を以下の基準に基づき優先順位を定め、上位のものから補助することができる。
 - 一 過去に補助を受けていない加盟館からの申請を上位とする。
 - 二 同位の申請については、全研修委員の投票により順位を定める。
 - 三 投票により同数となった申請は、当該申請を対象に全研修委員の投票により順位を定める。
 - 四 優先順位の決定は、優先順位を定めた申請の総額が公募の補助総額を越えない範囲で行う。
- 第 3 当該公募で生じた残額は、次回の公募に繰り越すこととする。
- 第 4 本選定基準にて疑義が生じた場合は、研修委員会にて協議する。